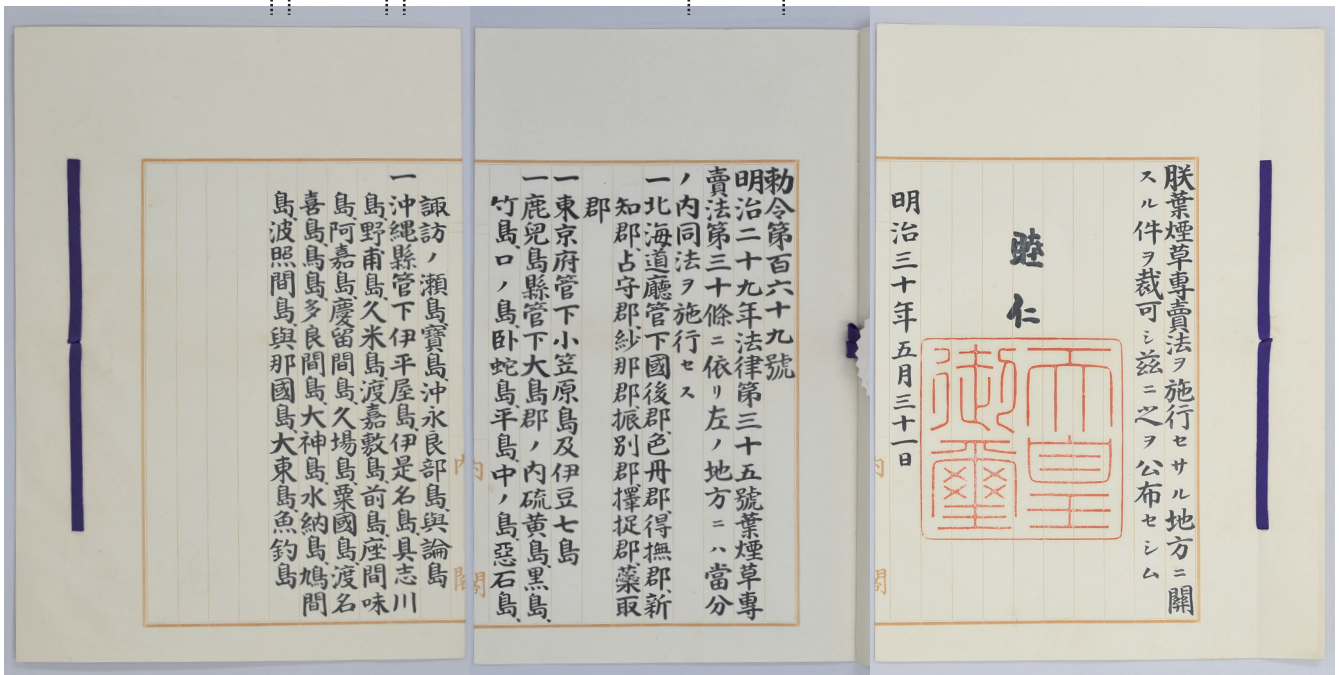


時代区分 III (2)-②法の執行範囲に尖閣諸島を含めていたことを示す資料

葉煙草専売法を施行しない地域に魚釣島を含める勅令

No.24 勅令第百六十九号 [葉煙草専売法ヲ施行セサル地方指定]

報H27/P13 1897年(明治30年)5月31日



所蔵: 国立公文書館

資料概要

1897年(明治30年)5月31日付けで公布された、葉煙草専売法を施行しない地方を指定する勅令。指定地内に「沖繩県管下」として沖繩県の離島の多くが指定されており、その中に魚釣島が含まれている。この資料からも、沖繩県の行政区分に尖閣諸島(魚釣島)が含まれていることが確認できる。

※座間味島と粟国島の間に「久場島」が記されているが、これは慶良間諸島の久場島のこと。

内容見本

勅令第百六十九号

明治二十九年法律第三十五号葉煙草専売法第三十条ニ依り左ノ地方ニハ当分ノ内同法ヲ施行セス
(略)

一 沖繩県管下(略)魚釣島

作成年月日	1897年(明治30年)5月31日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	勅令第169号[葉煙草専売法ヲ施行セサル地方指定]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う